



中国会計税務実務

2020年第24号

今回のテーマ：新リース会計準則—リースの識別

2018年12月13日、財政部は改正した「企業会計準則第21号—リース」（财会[2018]35号）を公布した。既に適用が開始となっている上場会社を除いて、非上場企業は、2021年1月1日から適用開始となる。

新リース会計準則—リースのうち、リースの識別と財務諸表に対する影響について簡単に説明する。本号ではリースの識別について説明していく。

主な内容：

新リース会計準則では、「リースとは、一定期間内において、貸手が資産の使用権を対価の取得によって借手に移転する契約をいう(Appendix A lease)。」と定義し、さらに、当事者の一方が対価の見返りとして、1つまたは複数の**特定資産**の使用を一定期間**支配**する権利を譲渡する場合、契約はリースであるか、またはリースを含むものであると規定している。

● **特定資産**の判断

① 資産の特定

特定資産は、通常は契約により明記されるが、顧客の使用可能な場合には、暗黙的に特定されることもある。

② 物理的区分

資産のある部分の生産能力その他の部分が物理的に区分可能(たとえば、建物の一階など)である場合、当該部分は特定資産に該当する。一方、資産のある部分の生産能力その他の部分が物理的に区分不可能(たとえば、光ファイバーケーブルの容量の一部)である場合、その部分が実質的に資産の容量全体を表し、それによって資産の使用から生じる経済的便益の実質的なすべてを顧客に与える権利を付与しない限り、特定資産には該当しない。

③ 資産を取り換える実質的な権利

契約により、資産について明記されていたとしても、資産の供給者が使用期間全体において当該資産を取り換える実質的な権利を有する場合には、当該資産は特定資産には該当しない。

下記の条件を同時に充足する場合、供給者が資産を取り換える実質的な権利を有している。

- (1) 供給者が使用期間全体において実質的に資産を取り換えることができる。
- (2) 供給者が資産を取り換える権利を行使することで、経済的便益を獲得している。

● **特定資産**の使用の**支配**の判断

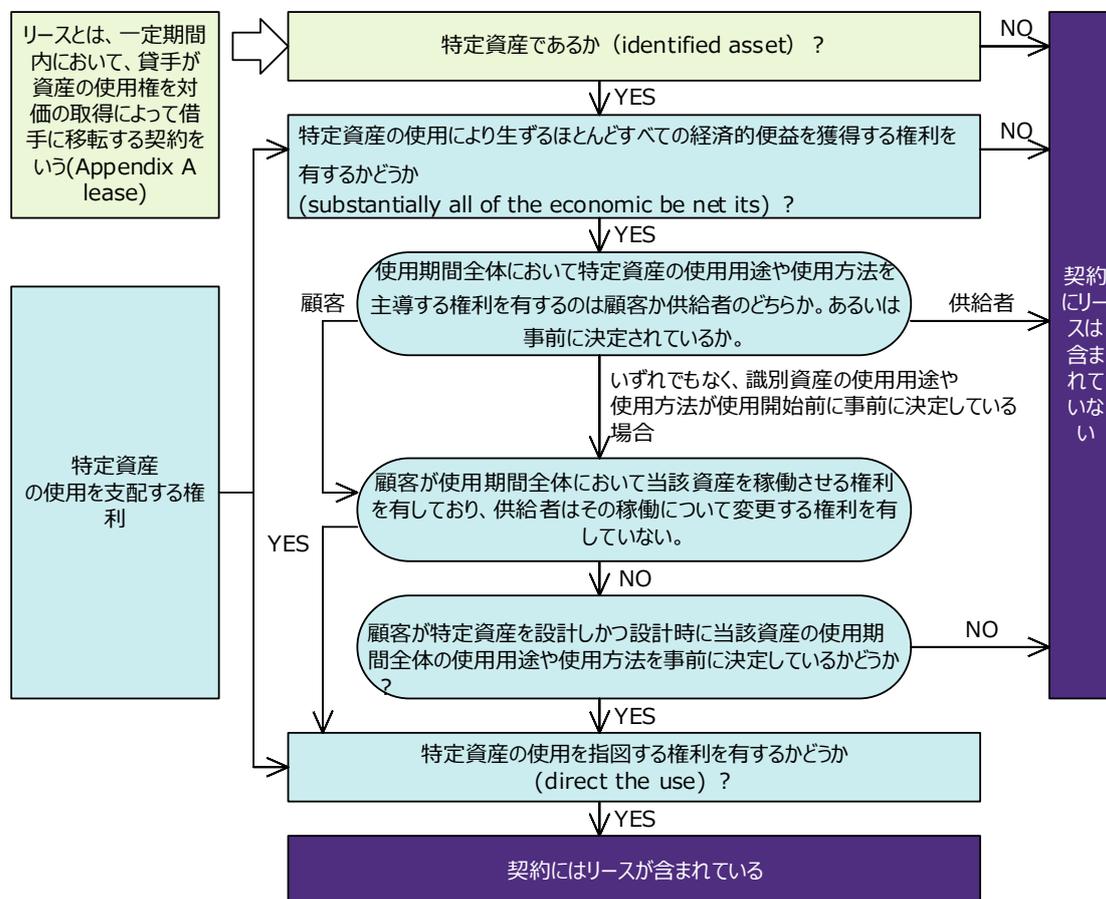
① 顧客が特定資産の使用により生ずるほとんどすべての経済的便益を獲得する権利を有するかどうか。

② 特定資産の使用を指図する権利を有するかどうか。

- (1) 顧客が使用期間全体において特定資産の使用用途や使用方法を決定する権利を有すること。
- (2) 特定資産の使用用途や使用方法が、使用開始前に決定している場合で、かつ顧客が使用期間全体において自らまたは他者が主導して決定した方法により当該資産を使用する権利を有するか、

または顧客が特定資産（あるいは資産の特定の側面）を設計し、設計時に当該資産の使用期間全体の使用用途や使用方法を事前に決定していること。

リース判定図



お見逃しなく：

- 現在のリース契約を洗い出し、当該契約について再検討する必要があります。
- オンバランスの有無に関わることから、リースの定義については正確な理解が求められます。
- 新基準への移行時には、契約の実態を踏まえたリースの定義の検討フローの構築が重要となります。

以上



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ: Japan@cn.gt.com